第５節　刑事訴訟実務の改善への取組

逮捕勾留された被疑者が弁護人の援助を受ける権利は憲法が保障する人権である。逮捕勾留された被疑者にとって、弁護人の援助を受ける第一歩は、弁護人との接見の機会の確保と秘密接見交通権の確保にある。

ところが、刑事訴訟法第 39 条第３項の指定権を濫用して不当に接見を妨害されたり、秘密交通権を侵害されたりする場合がある。不当な接見妨害に対抗する主な弁護活動は、接見現場での抵抗や抗議であり、準抗告の申立て等の刑事手続内での是正である。それでは是正できなかった場合や、是正されたが、事後的に責任を追及するのが国賠訴訟である。

❶ 接見妨害に対する国賠訴訟の状況

以下は、2000 年以降の弁護士による国賠訴訟の取組について、日弁連が把握しているうちの勝訴等が確定したものをまとめたものである。これらの国賠訴訟は、捜査官による接見妨害を減少させるための成果を挙げてはいるが、依然として捜査官による被疑者・被告人と弁護人の接見に対する指定権行使が濫用されるなどして接見が妨害されたり、秘密交通権が侵害されたりしているケースがある。

なお、1999 年以前の状況及び現在係属中のものについては、『接見交通権マニュアル第 20 版』（日本弁護士連合会接見交通権確立実行委員会編）を参照されたい。

資料2-1-5　勝訴が確定した接見妨害国賠訴訟

（提訴順。2019 年 4 月 1 日現在）

事案発生都道府県	当事者（原被告等）	提訴年月日 確定判決年月日	提起内容 訴訟結果	原告弁護士の請求原因要旨
大阪府	原告：後藤貞人（弁） 被告：国	2002(H14).11.25	訴提起（請求額：1,100 万円）	控訴審において証拠として採用されたビデオテープ（裁判所の許可を得て複製）を再生しながら被告人と打合せを行うため、ビデオテープ再生装置を持参し接見を申し入れたところ、「保安上の観点」を理由に、再生するビデオテープの全部について検閲しなければテープを再生しながら接見することは認められないと拒否された。
		2007(H19).4.13（最判）	原告勝訴確定（上告不受理、110 万円認容）	
千葉県	原告：左近允寛久（弁） 被告：千葉県	2003(H15).12.24	訴提起（請求額：330 万円）	任意取調べ中でかつ身体拘束後初回の接見において、副検事から直ちに接見させるように指示があったにもかかわらず、捜査官が「被疑者の収監等に時間がかかる」などと虚偽の事実を告げて接見を妨害した。
		2006(H18).2.28（東京高判）	原告勝訴確定（原判決を変更、11 万円認容）	
鹿児島県	原告：井上順夫（弁）ほか 10 人 被告：国及び鹿児島県	2004(H16)4.16	訴提起（請求額：各原告に 1,100 万円）	検察官及び警察官が、選挙違反事件で勾留されていた被疑者・被告人の取調べの際に、弁護人との接見内容を聴取して供述調書化し、これを取調べ請求した。
		2008(H20).3.24（鹿児島地判）	原告勝訴確定（各原告に 50 万円認容）	
東京都	原告：宮原一東（弁）及び被疑者 1 人 被告：東京都	2004(H16).4.28	訴提起（請求額：383 万 230 円）	交通違反により逮捕された被疑者の初回接見につき、深夜に及ぶまで接見を求めたが、捜査官が取調べ中であることを理由に拒否した。なお、本件では被疑者自身も逮捕の違法性及び弁護人との接見妨害に対して損害賠償請求をしている。
		2006(H18).11.30（東京高判）	原告勝訴確定（控訴棄却、宮原：6 万円、被疑者：12 万円認容）	
京都府	原告：永井弘二（弁） 被告：京都府	2005(H17).1.26	訴提起（請求額：150 万円）	既に起訴されていた事件について、別の事件の任意捜査として行われていたポリグラフ検査中に接見を申し出たところ、警察官が「ポリグラフ検査をしているので待ってほしい」として接見を拒否した。
		2006(H18).11.29（大阪高判）	原告勝訴確定（原判決を変更、20 万円認容）	
広島県	原告：今枝仁（弁）、足立修一（弁）及び岡野浩巳（弁） 被告：国	2005(H17).8.25	訴提起（請求額：330 万円）	検察庁での取調べ中に検察庁での接見（定者国賠最高裁判決の指摘する面会接見も含む）を求めたが拒否され、別の期日では検察庁での面会接見に担当検察官が立会った。
		2013(H25).6.21（最判）	原告勝訴確定（上告棄却、上告不受理、岡野：33 万円認容）	
東京都	原告：野辺博（弁） 被告：国	2005(H17).11.5	訴提起（請求額：10 万円）	東京拘置所の職員に対して接見受付時間内に接見を申し出たが、休憩開始までの３分程度しか確保しなかった。
		2006(H18).8.29（東京地判）	原告勝訴確定（10 万円認容）	
広島県	原告：久保豊年（弁） 被告：国	2006(H18).3.30	訴提起（請求額：220 万円）	被疑者との接見を申し出たが、検察庁にて取調べ中との理由で接見を拒否され、接見調整義務の存在すら拒否して接見させなかった。
		2009(H21).1.14（広島高判）	原告勝訴確定（控訴棄却、22 万円認容）	
佐賀県	原告：富永洋一（弁） 被告：国	2007(H19).9.28	訴提起（請求額：160 万円）	佐賀少年刑務所に収容中の被告人に対し、被害者へのお詫びの文書を書くための便箋及び封筒を差し入れようとしたところ、同刑務所長制定の達示に基づき、佐賀少年刑務所会計課長及び窓口担当に拒否された。
		2010(H22).2.25（福岡高判）	原告勝訴確定（控訴棄却、15 万円認容）	

事案発生都道府県	当事者（原被告等）	提訴年月日 確定判決年月日	提起内容 訴訟結果	原告弁護士の請求原因要旨
神奈川県	原告：小川光郎（弁） 被告：国	2007(H19).10.30 2009(H21).12.21 （東京地判）	訴提起（請求額：120 万円） 和解（東京地方裁判所は、「接見交通権が憲法の保障に由来する重要な権利であることに鑑み、弁護人又は弁護人となろうとする者から裁判所構内における被疑者との接見の申入れがあった場合には、原則として速やかに接見が実現されるべきものと考え」ると示した）	川崎簡裁に勾留質問のため押送された被疑者との接見を求めたところ、簡裁書記官より「前例がない」、「接見の時間も場所もない」などとして拒否された。
東京都	原告：吉田秀康（弁） 被告：国及び東京都	2007(H19).12.18 2011(H23).11.11 （東京高判）	訴提起（請求額：333 万 1,720 円） 和解	被告人が留置施設に収容されている間に、弁護人が被告人の所持品の交付を求めたのに対し、担当検察官が留置担当官に指示し、宅下げを拒否した。
京都府	原告：谷山智光（弁）及び被疑者 1 人 被告：国	2008(H20).6.16 2010(H22).11.2 （最判）	訴提起（請求額：各原告に 330 万円） 原告勝訴確定（上告棄却、上告不受理、被疑者：22 万円認容）	逮捕勾留された被疑者（当時未成年）の取調べの際、担当検察官が弁護人と被疑者の信頼を破壊する発言を繰り返したことにより、接見交通権が侵害された。
広島県	原告：石口俊一（弁）、武井康年（弁）及び死刑確定囚 1 人 被告：国	2008(H20).11.11 2013(H25).12.10 （最判）	訴提起（請求額：330 万円） 原告勝訴確定（上告棄却、上告不受理、各原告に 18 万円認容）	確定死刑囚から再審請求を依頼されて広島拘置所で接見を求めたが、立会人なしでの接見を拒否され弁護権を侵害された。
埼玉県	原告：川目武彦(弁)、松山馨(弁)、髙野隆(弁)、鍛冶伸明(弁)、山本宜成(弁)、白井徹(弁)及び死刑確定囚(A)1 名 被告：国	2009(H21).2.3 2015(H27).8.26 （最判）	訴提起（請求額：A に 300 万円、その他原告に 50 万円） 原告勝訴確定（上告棄却、上告不受理、A：66 万円、川目及び髙野：8 万円、松山：12 万円、鍛冶及び山本：10 万円、白井：2 万円認容）	拘置所において、原告らが「弁護人になろうとする者」の資格で死刑確定囚との接見を求めたが認めず、一般面会扱い以外での接見を拒絶した。また、再審準備のために接見を申し入れたにもかかわらず、時間を 30 分に制限した上、接見に係官の立会いを付し、秘密接見交通権を侵害した。
広島県	原告：藤井裕（弁）、久保豊年（弁）及び死刑確定囚 1 人 被告：国	2009(H21).4.30 2014(H26).11.18 （最判）	訴提起（請求額：各原告に 165 万円） 原告勝訴確定（上告棄却、上告不受理、藤井及び久保に各 24 万円認容）	確定死刑囚と原告が再審請求の打合せを行うために、1 回目は再審弁護人となろうとする者として、2 回目は再審弁護人として、それぞれ接見しようとした際に、いずれも立会人なしの接見を拒否され、秘密交通権が侵害された。また、秘密交通権侵害に基づく国賠訴訟提起のための打合せを行うために接見しようとした際に、立会人なしの接見を拒否された。
佐賀県	原告：富永洋一（弁） 被告：国	2009(H21).5.13 2013(H25).12.19 （最判）	訴提起（請求額：160 万円） 原告勝訴確定（上告棄却、上告不受理、55 万円認容）	被疑者と弁護人の接見内容について検察官が取調べで供述させて供述調書化し、これの証拠調べ請求をして秘密交通権を侵害した。
愛知県	原告：藏冨恒彦（弁） 被告：国	2009(H21).8.10 2013(H25).6.25 （最判）	訴提起（請求額：60 万円） 原告勝訴確定（上告棄却、上告不受理、10 万円認容）	検察庁構内接見の際、いったん副検事が接見を認めたにもかかわらず、その後事務官によって接見を拒否された。
愛知県	原告：藏冨恒彦（弁）、福井秀剛（弁）及び被告人 被告：国	2009(H21).8.12 2015(H27).4.22 （最判）	訴提起（請求額：120 万円） 原告勝訴確定（上告棄却、上告不受理、藏冨：6 万 6,000 円、福井：51 万 7,000 円、被告人：86 万 9,000 円認容）	死刑判決を受けた被告人につき、弁護人が控訴申立てをしていたが、被告人がこれを取下げたので、取下げの効力を争い期日指定の申立てをして接見を申し込んだが、立会人付きの接見しか認めなかった。
福岡県	原告：上田國廣（弁）及び死刑確定囚 1 人 被告：国	2012(H24).4.3 2017(H29).6.30 （最判）	訴提起（請求額：660 万円） 原告勝訴確定（上告棄却、上告不受理、各原告に 2 万 2,000 円認容）	再審請求弁護人が死刑確定者に再審請求の為の資料として、東京拘置所の死刑執行場の写真等が掲載された印刷物を差し入れようとしたところ、福岡拘置所長が当該写真等を含む印刷物全体の閲読を不許とした。
大阪府	原告：宮下泰彦（弁）及び被告人 被告：国	2012(H24).7.10 2016(H28).10.27 （最判）	訴提起（請求額：3,300 万円） 原告勝訴確定（上告棄却、上告不受理、各原告に 55 万円認容）	強盗否認事件の審理中、期日間整理手続が終了し、共犯者とされる証人尋問直前に、大阪地方検察庁の検察官が、大阪地方裁判所令状部に対し、大阪拘置所内の被告人居室等に対する捜索差押許可状の発付を求め、裁判所がこれに対して令状を発付したことを受けて、検察事務官をして上記被告人居室等に対し捜索差押えを行わせ、結果審理中の事件に関する弁護人宛ての手紙や弁護人が差し入れた尋問事項メモなどを押収したという事案である。
千葉県	原告：南川学（弁）及び岩永愛（弁） 被告：国	2013(H25).5.9 2016(H28).7.14 （東京高判）	訴提起（請求額：330 万円） 原告勝訴確定（原判決を変更、各原告に 33 万円認容）	検察官が、弁護人の知らないうちに、被告人に要求して、被告人が所持していた文書を任意提出させたが、この中に、被告人作成にかかる日記（この中には、弁護人とのやり取りに関する記述が含まれていた。）、被告人が弁護人に宛てて書いた手紙の下書きが含まれていた。
広島県	原告：亀舎大悟（弁） 被告：国	2013(H25).6.7 2017(H29).11.28 （広島高判）	訴提起（請求額：60 万円） 原告勝訴確定（原判決を変更、11 万円認容）	原告が、被告人の母の被告人宛ての手紙を、刑事裁判の証拠として使用するため、広島拘置所に勾留中の被告人に差し入れようとしたところ、広島拘置所職員が、信書の差入れは郵送等に限るとして、差入窓口での差入れを拒否した。
岡山県	原告：杉山雄一（弁）、濱田弘（弁）及び三浦巧（弁） 被告：国	2013(H25).6.21 2016(H28).3.18 （広島高判）	訴提起（請求額：360 万円） 原告勝訴確定（原判決を変更、各原告に 6 万円認容）	広島拘置所に拘置されている確定死刑囚の再審請求弁護人である原告らが、再審請求の打合せを行うため無立会接見を求めたところ、拘置所長によって二度にわたって拒否され、秘密交通権が侵害された。

事案発生都道府県	当事者（原被告等）	提訴年月日 確定判決年月日	提起内容 訴訟結果	原告弁護士の請求原因要旨
佐賀県	原告：稲村蓉子（弁）及び半田望（弁） 被告：国	2013(H25).9.19 2018(H30).9.18（最判）	訴提起（請求額：330 万円） 原告勝訴確定（上告棄却、上告不受理、稲村：11 万円認容）	弁護士が、勾留中の被疑者と接見中、被疑者が逮捕時に負傷したと訴え出たため、携帯電話で負傷箇所の写真を撮影しようとしたところ、２度にわたり拘置所職員が接見室のドアをあけて写真撮影を妨害した。 接見を終えた弁護士に対し、拘置所職員が撮影した写真の消去を要求した。 後日、通信機能を有しないデジタルカメラを持参して接見に赴いたところ、カメラを持参していることを理由に施設内への立ち入りを拒否し、接見を妨害された。 また、接見室の構造が後方の職員待機場所から接見内容が筒抜けとなっており、秘密交通権侵害を受けた。
大阪府	原告：安田好弘（弁）、中道武美（弁）、小田幸児（弁）、高見秀一（弁）及び死刑確定囚１人 被告：国	2013(H25).12.13 2017(H29).12.1（大阪高判）	訴提起（請求額：1,000 万円） 原告勝訴確定（原判決を変更、安田：31 万 7,540 円、死刑確定囚・中道・小田・高見：18 万円認容）	弁護団が死刑囚と再審請求の打ち合わせをするため、平成 24 年８月、大阪拘置所長に対し、接見の際、①職員が立ち会わないこと、②接見時間を 120 分とすること、③パソコンの使用を認めることを申し入れた。拘置所は、接見時間を 60 分と制限し、他は認めないと回答したことから、接見が違法に妨害されたとして、損害賠償を請求した事案。
宮崎県	原告：黒原智宏（弁）及び畝原孝明（弁） 被告：国	2015(H27).2.9 2017(H29).1.20（宮崎地判）	訴提起（請求額：200 万円） 原告勝訴確定（各原告に 20 万円認容）	刑事弁護人である原告らが、担当する刑事事件の被告人との接見内容を、当該被告人の妻に報告したメールを、担当検察官が同人に示して聴取を行い、それに基づいて検察官面前調書を作成し、当該刑事事件の公判において、同メールを証拠化した捜査報告書と共に証拠調べ請求したことが、秘密交通権の侵害に当たるとして国家賠償を請求した事案。
東京都	原告：山下幸夫（弁）及び死刑確定囚１人 被告：国	2015(H27).7.15 2019(H31).2.26（最判）	訴提起（請求額：山下に 320 万円、死刑確定囚に 352 万円） 原告勝訴確定（上告棄却、上告不受理、山下：10 万円、死刑確定囚：13 万 2,000 円認容）	再審請求、処遇国賠訴訟の打合せのために確定死刑囚との秘密面会やパソコンの使用等を求めたが、拘置所からいずれも拒否されたことに対して国家賠償請求をした事案。 第１審判決は秘密面会拒否を一部違法と判断したが、パソコン使用等に関する請求を棄却したため、控訴した。控訴審判決は控訴を棄却したため、上告及び上告受理申立てをして最高裁で審理中である。
広島県	原告：足立修一（弁） 被告：国	2015(H27).7.23 2019(H31).3.28（広島高判）	訴提起（請求額 144 万円） 原告勝訴確定（原判決を変更、22 万円認容）	原告が、弁護人として公判前整理手続中に検察官請求証拠として開示を受けた録音データ（捜査機関が通信傍受していたもの）が保存されたＤＶＤを、拘置所内の弁護人接見室内で原告が所持するノートパソコンでＤＶＤを再生したうえで、録音データ内にある氏名不詳者の声色や声の特徴等を確かめるべく被告人に録音内容の確認を求めて弁護人として接見していたところ、拘置所職員によりノートパソコンの使用は認めていないとの理由で接見を中止させられ、弁護人の接見交通権を侵害されたとして国家賠償を請求したもの。
東京都	原告：井上侑（弁）及び元被疑者１人 被告：東京都	2016(H28).6.16 2018(H30).10.10（東京高判）	訴提起（請求額：120 万 4,963 円） 原告勝訴確定（控訴棄却、井上：2 万 4,208 円、元被疑者：2 万 2,000 円認容）	弁護人に宛てて出した手紙の一部を、証拠隠滅・逃亡のおそれと関係ないにもかかわらず警察署職員が無断で黒塗りしたことは、接見交通権の侵害として、被疑者と共に提訴。
鳥取県	原告：松本邦剛（弁） 被告：国	2017(H29).7.5 2018(H30).11.26（鳥取地判）	訴提起（請求額：42 万 5,300 円） 原告勝訴確定（11 万 4,000 円認容）	国選弁護人たる原告が、アクリル板のない勾留質問室での秘密接見を裁判所から認められていたにもかかわらず、刑務所職員が接見時の立会いを求め、その求めを原告が拒否したところ、原告と被告人 A との接見を許さずに拘置所に連れて帰ったという事案。

【注】確定判決年月日の（　）内は、確定判決がなされた裁判所を略したもの（最判：最高裁判所判決　東京高判：東京高等裁判所判決 など）。